

1 条例制定に係る背景

(1) 市内犯罪に関する情勢

ア 刑法犯認知件数は、着実な減少傾向にある（H13/19 比 約 32%減少）ものの、未だに 27,000 件/年（76 件/日）以上の犯罪が発生している。

イ 刑法犯の大部分を占めているのは、窃盗犯（身近な犯罪）である（H19 20,453 件、認知件数の約 73%）。

ウ 子どもに係る事件（声かけ、つきまとい、車への引込等）は、年間 1,000 件近く発生している。

エ 多数の市民が、犯罪に遭遇する不安を抱えている（72.9%「地域防犯に係る市民アンケート」）。

(2) 地域における防犯活動状況

ア 子どもの安全に代表される地域防犯への市民意識が高いこと（まちづくりセンターを拠点とした防犯活動の全活動：「子どもの安全」（上位 1 位）、「防犯」（上位 3 位））。

イ 地域防犯活動団体数が急速に増加していること（H16/19 比 約 4 倍）。

(3) 防犯に関する地域課題

地域防犯活動団体インタビュー及び市民意識調査の結果、地域防犯活動を展開していくうえで地域課題が確認されていること。

(4) 国と道の動向

国や道が関連要綱、条例、指針等を相次いで整備し、安全で安心なまちづくりは、市民、地方公共団体など関係主体が連携して推進することの重要性を示していること。

2 条例制定に係る必要性

以上の背景を踏まえ、市民共通の願いである「犯罪のない安全で安心なまち」を実現するためには、次の観点から条例の制定が必要である。

(1) 理念の共有に向けて

市民、事業者、市がそれぞれの役割を認識し、共有するため、基本的考え方（理念）を明確にする必要がある。

(2) 主体間の役割の明確化に向けて

犯罪のない安全で安心なまちづくりを効率的に推進していくためには、市民、事業者、市のそれぞれの役割を明確にする必要がある。

(3) 施策の着実な実行に向けて

地域課題の解決に向けて、地域防犯活動への更なる支援の充実化や、防犯の視点による環境整備を推進する必要がある。